

国民健康保険(加入の人へ) 新しい資格情報の お知らせ・ 資格確認書の郵送

現在お持ちの国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)などの有効期限は、7月31日(木)です。紙の保険証の発行廃止により、マイナ保険証をお持ちの人には資格情報のお知らせを普通郵便で、お持ちでない人には新しい資格確認書を簡易書留郵便で7月中旬～下旬にかけてお送りします。

資格確認書の配達時にご不在の場合、郵便局から不在票がご自宅のポストに投かんされますので、郵便局へ再配達の日時を連絡してください。

受け取られた資格確認書は大切に保管して、8月1日(金)から使用してください。

問 国保年金課

☎・有 (582) 1120
FAX (583) 9738

国民年金保険料の 免除・猶予申請

国民年金保険料の納付が経済的に困難な人を対象に、保険料の免除または猶予の申請を受け

付けています。申請後、日本年金機構による審査を経て、免除・猶予が受けられるかどうかが決まります。免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。

※年金手帳など(年金番号が分かるもの)またはマイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの

※失業を理由とする申請は、別途書類が必要な場合があります。

※同世帯以外の人が代理で申請する場合は、申請者の委任状が必要です。

申 郵送もしくは直接、左記のいずれかへ。また、マイナポータルから申請。



日本年金機構
ホームページ

他 免除は、過去2年(申請月の2年1ヵ月前の月分)までさかのぼって申請できます。

問・日本年金機構
草津年金事務所

☎ (567) 2220

FAX (562) 9638

・国保年金課

☎・有 (582) 1120

FAX (583) 9738

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和7年度は皆さまに申請なしで資格確認書をお届けします

問・国保年金課 ☎・有 (582) 1120 FAX (583) 9738

・後期高齢者医療広域連合 ☎ (522) 3013 FAX (522) 3023

資格確認書は、令和6年12月2日に被保険者証が廃止されて以降、その代わりとしてお使いいただけるものです。

今年度は、資格確認書を後期高齢者医療制度に加入する皆さまへマイナ保険証の有無にかかわらずお送りします。マイナ保険証での受付が難しい場合は、今回お送りする資格確認書でこれまで通りの医療を受けることができます。

※新しい資格確認書は、7月中旬に簡易書留郵便でお送りします。

限度区分の確認方法など

今までは、市役所などで申請した人に「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」(以下、「限度額証」)を別途発行していましたが、令和6年12月2日以降は限度区分を資格確認書へ併記する仕組みとなりました。

・これまでに限度額証をお持ちだった人

申請不要です。新しい資格確認書に限度区分が併記されます。

・これまでに限度額証をお持ちでなかった人

希望される人は、資格確認書に限度区分を併記できます。市役所窓口で申請が必要ですので、資格確認書と本人確認できるものをお持ちください。

うすだいたい色になります。

令和7年度の保険料額など

後期高齢者医療制度の被保険者へ、令和7年度の1年間の保険料額や、お支払い方法についての通知書を7月中に普通郵便でお送りします。詳しくは、通知書をご確認ください。